

6

2017

橋本税理士事務所

事務所通信

〒170-0013 東京都豊島区東池袋 2-63-1 東池袋パレス 1007
TEL:03-6915-2097 FAX:03-6745-8423

社会保険に加入している会社は、7月10日までに算定基礎届の提出が必要です

社会保険に加入している会社は、毎年7月10日までに「被保険者報酬月額算定基礎届」（以下、算定基礎届といいます）を管轄の事務センターまたは年金事務所に提出しなければなりません。

社会保険料の金額は、社会保険に加入している役員・従業員の標準報酬月額によって決まりますが、算定基礎届は、社会保険に加入しているすべての役員・従業員の標準報酬月額を見直すため、7月1日現在で在籍している社会保険に加入している役員・従業員の4~6月給与を届け出るものになります。

標準報酬月額の決まり方

標準報酬月額は、原則として下記の算式により計算します。

$$\text{標準報酬月額} = (\text{4月給与} + \text{5月給与} + \text{6月給与}) \div 3 \text{ か月}$$

ただし、勤務日数が17日未満の月の給与は、標準報酬月額の計算に含まれません。

また、5月から給与の支払いがある従業員については、5月と6月の2か月分によって標準報酬月額が決まります。

算定基礎届の提出対象にならない人

算定基礎届の提出の対象となるのは、7月1日現在で社会保険に加入しているすべての役員・従業員です。

ただし、以下の(1)~(3)のいずれかに該当する人は、算定基礎届の提出が不要です。

- (1) 6月1日以降に資格取得した人
- (2) 6月30日以前に退職した人
- (3) 7月改定の月額変更届を提出する人

算定基礎届の記載方法

健康保険 被保険者報酬月額算定基礎届
厚生年金保険



届書コード 225	処理区分 ※	事業所整理記号		社労士コード	算定基礎届通番
⑦ 被保険者整理番号	④ 被保険者氏名	⑤ 生年月日	⑥ 種別	⑧ 従前の標準報酬月額	⑨ 従前の改定月・原因
報酬月額			⑩ 支払基礎日数17日以上 の月の標準報酬月額の総計	⑪ 適用年月	⑫ 備考
⑬ 算定基礎月の報酬支払 基礎日数	⑭ 通貨による ものの額	⑮ 現物による ものの額	⑯ 合計	⑰ 平均額	⑱ 修正平均額
⑰ 1	⑭ 年金 太郎	⑮ 5-601010	⑯ 健 200	⑰ 厚 200	⑱ 28年 9月
4月 30日	300,000円	0円	300,000円	900,000円	28年 9月
5月 31日	300,000円	0円	300,000円	300,000円	年 月
6月 30日	300,000円	0円	300,000円	健	厚

⑦被保険者整理番号	健康保険被保険者証の番号
④被保険者氏名	被保険者の氏名
⑤生年月日	被保険者の生年月日（明治…1、大正…3、昭和…5、平成…7）
⑥種別	厚生年金基金に加入していない坑内員以外の男子…1、坑内員以外の女子…2、坑内員…3、厚生年金基金に加入している坑内員以外の男子…5、坑内員以外の女子…6、坑内員…7
⑧従前の標準報酬月額	算定基礎届を提出する時点で定められている標準報酬月額
⑨従前の改定月・原因	以前に標準報酬月額を改定した年月
⑬算定基礎月の報酬支払基礎日数	給料の支払対象となった日数 月給の場合…暦日数（30日または31日）、日給の場合…出勤日数
⑭通貨によるものの額	通貨により支払った給料の金額（通勤手当等も含む）
⑮現物によるものの額	食事、住宅、定期券などの現物給与の支給額
⑯合計	⑭と⑮の合計額
⑰支払基礎日数 17 日以上の月の報酬月額の総計	4～6月の給与の合計額 ※支払基礎日数 17 日未満の月の給与は除きます。 ※パートタイマーなどですべての支払基礎日数が 17 日未満の場合は、15 日以上の月の給与の合計額を記入します。
⑱適用年月	改定後の標準報酬月額の適用年月（原則として、その年の9月）
⑲平均額	4～6月の給与の合計額（⑯の金額）を3で割った金額 ※支払基礎日数が 17 日未満の月がある場合には、支払基礎日数が 17 日以上の給与の合計額からその月数で割った金額を記入します。 ※パートタイマーなどですべての支払基礎日数が 17 日未満の場合は、15 日以上の月の給与の合計額からその月数で割った金額を記入します。
⑳修正平均額	昇給差額を除いた 4～6 月給与の平均額（3 月以前に遡及した昇給があり、4～6 月給与に差額分が含まれている場合のみ）
㉑備考	「遡及支払額」「昇（降）給差の月額」「昇（降）給月」「休職」「一時帰休」「パート」等を記入